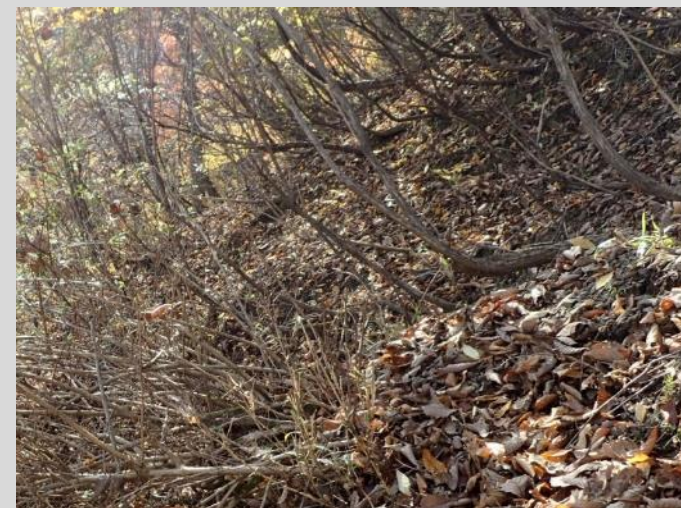
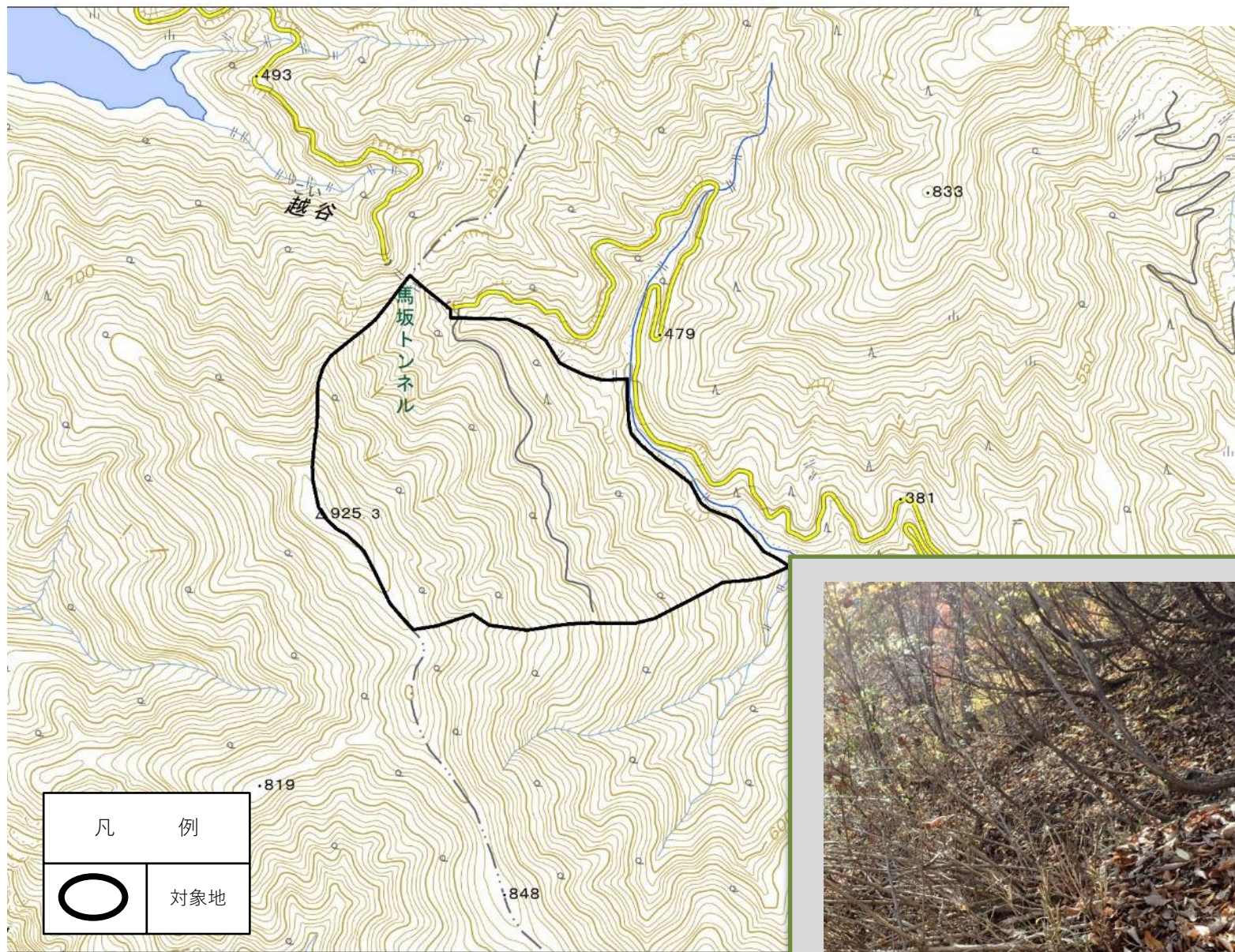




新規採択箇所的位置図 木曽川広域流域【対象地番号：6】



岐阜県本巣市



樅山ダム

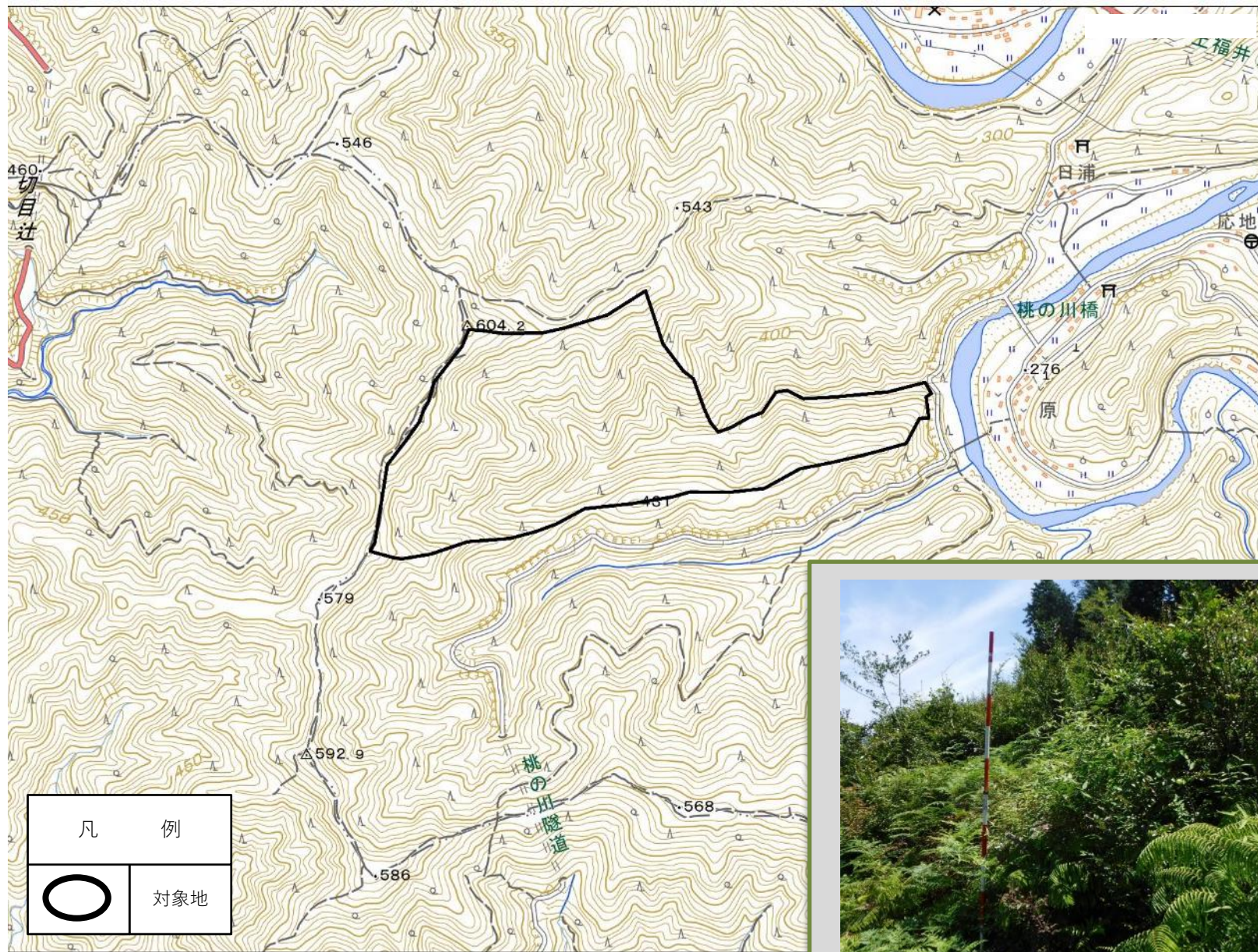
この対象地は、シダが繁茂し、低木の樹木がまばらに生育する無立木地となっており、水源涵養機能等の公益的機能が発揮されていない状況となっています。

樅山ダムの上流域に位置しており、早急に森林を造成することにより水源涵養機能等の公益的機能の回復が求められています。



対象地番号18

新規採択箇所的位置図 熊野川広域流域【対象地番号：18】



21-4



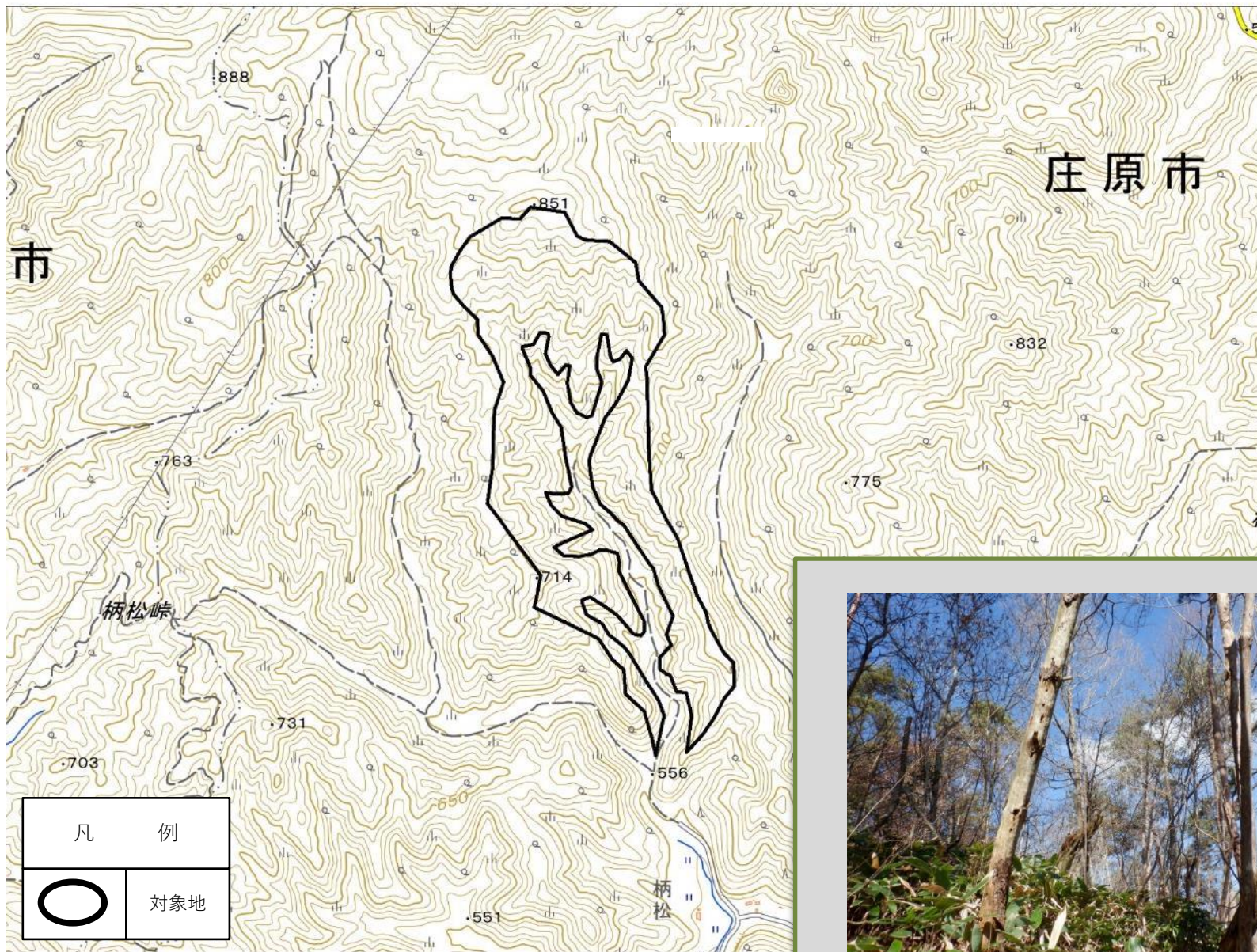
和歌山県田辺市

新規採択箇所的位置図 江の川広域流域【対象地番号：51】



新規採択箇所の現況 江の川広域流域【対象地番号：51】

21-6

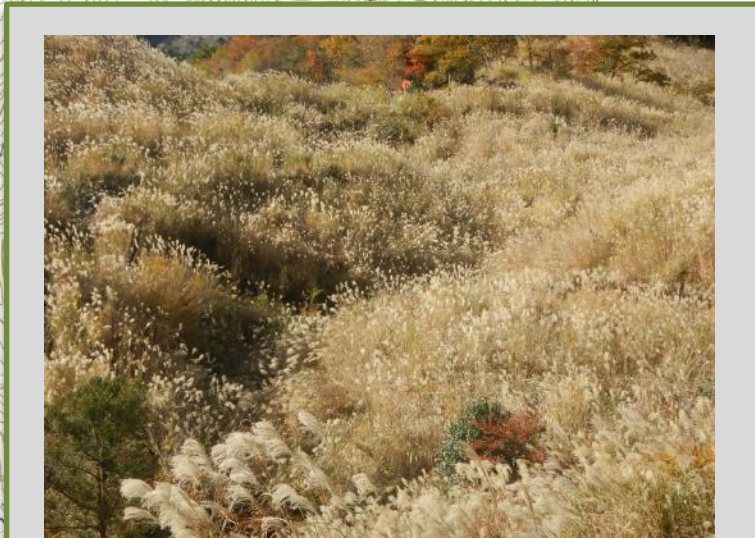
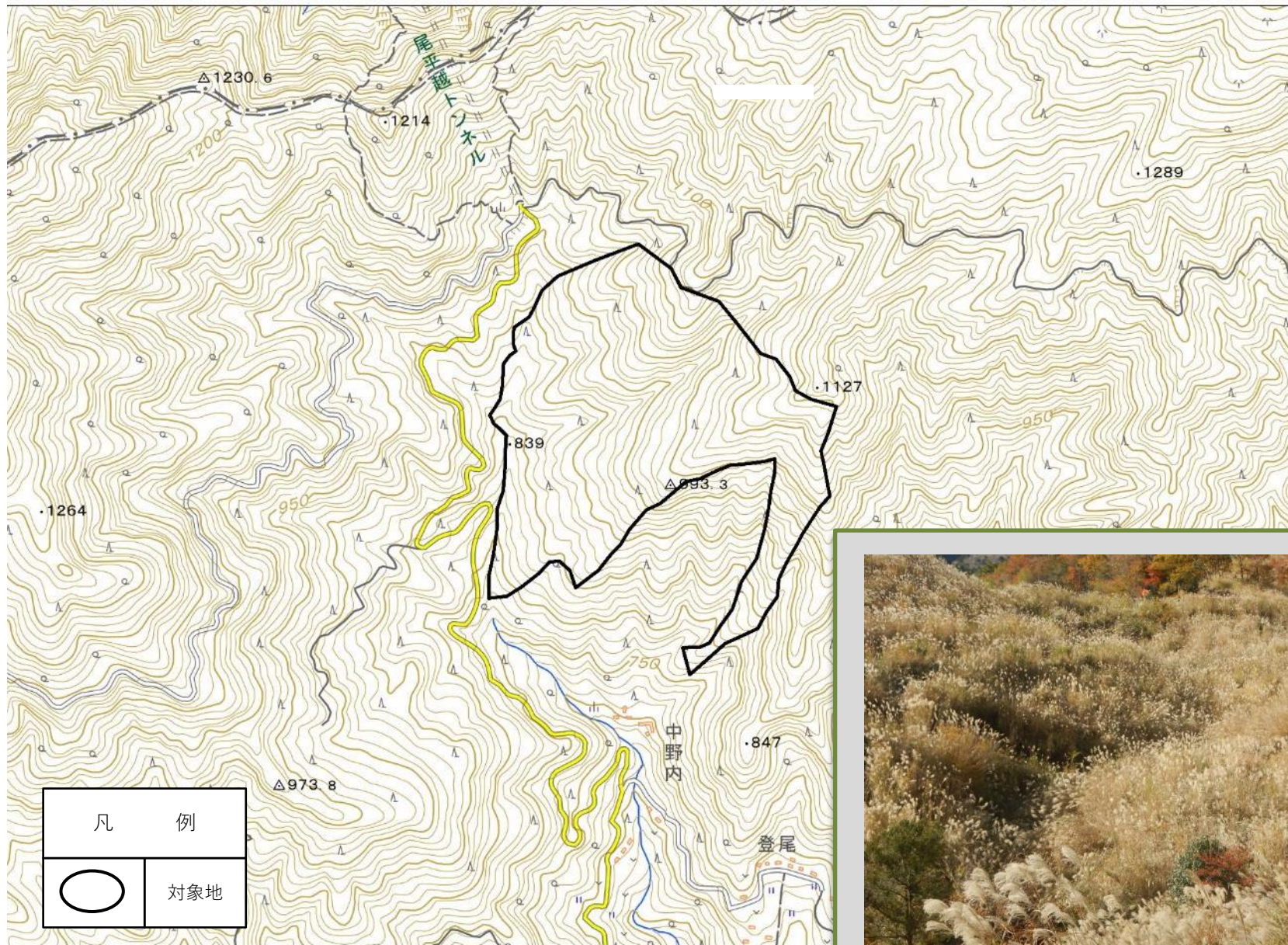


広島県庄原市

新規採択箇所的位置図 大淀川広域流域【対象地番号：72】

21-7





宮崎県西臼杵郡高千穂町

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	6	区域名	木曾川広域流域（岐阜県本巣市）
-------	---	-----	-----------------

I 必須事項

審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である木曾川流域内に位置 ・対象地の林況は粗悪林相地	○
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用便益分析の結果が1.0以上であること 総便益 (B) 479,897 千円 総費用 (C) 200,564 千円 ・ B/C = 2.39 ①水源涵養便益 374,761 千円 ②山地保全便益 85,305 千円 ③環境保全便益 18,798 千円 ④木材生産等便益 1,033 千円	○
4. 事業の採択要件を満たしていること 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定（水かん）、林況は粗悪林相地、権利関係は問題なし ・対象地の契約見込面積は60ha ・治山事業による実施の計画はない ・事業の重点化要件に該当（重要流域の木曾川流域内に位置）	○
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 ・造林者は造林能力のあるもとす郡森林組合を予定	○
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は平均標高650m、平均傾斜急(30°以上)、土壌BD(d)であり、スギの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成	○

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 かつ針広混交林化等の取り組みがなされる計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・揖斐川地域森林計画、本巣市森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 C・・上記A、B以外の計画である。 -・・該当しない。 ・計画なし	B

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	18	区域名	熊野川広域流域（和歌山県田辺市）
-------	----	-----	------------------

I 必須事項

審査の内容	判定																
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、椿山ダムの上流に位置 ・対象地の林況は無立木地	○																
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○																
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用便益分析の結果が1.0以上であること <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>397,122 千円</td> <td>①水源涵養便益</td> <td>306,425 千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>167,102 千円</td> <td>②山地保全便益</td> <td>70,975 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③環境保全便益</td> <td>18,334 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④木材生産等便益</td> <td>1,388 千円</td> </tr> </table> ・ $B/C = 2.38$	総便益 (B)	397,122 千円	①水源涵養便益	306,425 千円	総費用 (C)	167,102 千円	②山地保全便益	70,975 千円			③環境保全便益	18,334 千円			④木材生産等便益	1,388 千円	○
総便益 (B)	397,122 千円	①水源涵養便益	306,425 千円														
総費用 (C)	167,102 千円	②山地保全便益	70,975 千円														
		③環境保全便益	18,334 千円														
		④木材生産等便益	1,388 千円														
4. 事業の採択要件を満たしていること 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定（水かん）、林況は無立木地、権利関係は問題なし ・対象地の契約見込面積は47ha ・治山事業による実施の計画はない ・対象地は、椿山ダムの上流に位置	○																
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 ・造林者は造林能力のある龍神村森林組合を予定	○																
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は平均標高450m、平均傾斜急(30°以上)、土壌BD(d)であり、スギ、ヒノキの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成	○																

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 かつ針広混交林化等の取り組みがなされる計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・紀南地域森林計画、田辺市森林整備計画に適合したもとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 C・・上記A、B以外の計画である。 -・・該当しない。 ・計画なし	B

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	51	区域名	江の川広域流域（広島県庄原市）
-------	----	-----	-----------------

I 必須事項

審査の内容	判定																
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である江の川流域内に位置 ・対象地の林況は粗悪林相地	○																
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○																
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用便益分析の結果が1.0以上であること <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>217,994 千円</td> <td>①水源涵養便益</td> <td>144,873 千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>127,357 千円</td> <td>②山地保全便益</td> <td>56,974 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③環境保全便益</td> <td>14,627 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④木材生産等便益</td> <td>1,520 千円</td> </tr> </table> ・ B / C = 1.71	総便益 (B)	217,994 千円	①水源涵養便益	144,873 千円	総費用 (C)	127,357 千円	②山地保全便益	56,974 千円			③環境保全便益	14,627 千円			④木材生産等便益	1,520 千円	○
総便益 (B)	217,994 千円	①水源涵養便益	144,873 千円														
総費用 (C)	127,357 千円	②山地保全便益	56,974 千円														
		③環境保全便益	14,627 千円														
		④木材生産等便益	1,520 千円														
4. 事業の採択要件を満たしていること 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定（水かん）、林況は粗悪林相地、権利関係は問題なし ・対象地の契約見込面積は37ha ・治山事業による実施の計画はない ・事業の重点化要件に該当（重要流域の江の川流域内に位置）	○																
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 ・造林者は造林能力のある大和森林株式会社を予定	○																
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は平均標高710m、平均傾斜中(15°～30°未満)、土壌BDであり、スギ、ヒノキの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成	○																

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 かつ針広混交林化等の取り組みがなされる計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・江の川上流地域森林計画、庄原市森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 C・・上記A、B以外の計画である。 -・・該当しない。 ・計画なし	B

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	72	区域名	大淀川広域流域（宮崎県西臼杵郡高千穂町）
-------	----	-----	----------------------

I 必須事項

審査の内容	判定																
1. 事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である五ヶ瀬川流域内に位置 ・対象地の林況は無立木地	○																
2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○																
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用便益分析の結果が1.0以上であること <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>356,203 千円</td> <td>①水源涵養便益</td> <td>246,893 千円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>157,020 千円</td> <td>②山地保全便益</td> <td>78,689 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③環境保全便益</td> <td>28,105 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④木材生産等便益</td> <td>2,516 千円</td> </tr> </table> ・ B / C = 2.27	総便益 (B)	356,203 千円	①水源涵養便益	246,893 千円	総費用 (C)	157,020 千円	②山地保全便益	78,689 千円			③環境保全便益	28,105 千円			④木材生産等便益	2,516 千円	○
総便益 (B)	356,203 千円	①水源涵養便益	246,893 千円														
総費用 (C)	157,020 千円	②山地保全便益	78,689 千円														
		③環境保全便益	28,105 千円														
		④木材生産等便益	2,516 千円														
4. 事業の採択要件を満たしていること 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること ・対象地は保安林指定予定（水かん）、林況は無立木地、権利関係は問題なし ・対象地の契約見込面積は51ha ・治山事業による実施の計画はない ・事業の重点化要件に該当（重要流域の五ヶ瀬川流域内に位置）	○																
5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 ・造林者は造林能力のある株式会社木望を予定	○																
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は平均標高950m、平均傾斜中(15°～30°未満)、土壌BDであり、スギの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成	○																

II 優先配慮事項

評価指標	評価
1. 有効性（1）多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 かつ針広混交林化等の取り組みがなされる計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
1. 有効性（1）多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 ・五ヶ瀬川地域森林計画、高千穂町森林整備計画に適合したものとなっている。	A
2. 効率性（1）事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3. 事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3. 事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 C・・上記A、B以外の計画である。 -・・該当しない。 ・計画なし	B